

V. 都市基盤施設等の整備に関する指針

1. 道路整備に関する事項

- ・ JR津田沼駅と新京成新津田沼駅間の安全で円滑な移動のため、歩行空間の確保や鉄道との平面交差部（イオン前踏切）の改善などに努めるものとします。
- ・ 新たな市街地整備に伴う自動車交通の増加に対し、円滑な移動を確保するため、都市計画道路 3.4.8 号線の早期整備を目指すものとします。
- ・ 住宅地内への通過車両等の進入を抑制するため、ハンプ等の設置に努めます。

2. 駅前広場整備に関する事項

- ・ 安全で回遊性の高いペデストリアンデッキとして、改修に努めるものとします。
- ・ 賑わい、集客力の向上を図るため、イベントなどの利用にも可能な機能を有した施設として整備することが望まれます。
- ・ 長期的には、将来の人口動態、人や車両の移動状況などを調査し駅前広場全体を考えた再整備が望まれます。
広場の上空や地下を活用する 2 層 3 層など複層型の施設整備が考えられます。

3. 公園・緑地整備に関する事項

- ・ 近隣公園内は、緑化の増進、ユニバーサルデザインや防犯に配慮した施設の設置に努めるものとします。また、防災機能など多目的な機能導入を目指すものとします。
- ・ 都市マスタープランで位置付けのある緑と水の東西軸として、緑道は十分なオープンスペースの確保や水辺空間の創出など、憩いや安らぎを有することが望まれます。
- ・ 地形特性などを利用し、長期的な観点から道路施設の上部空間などを広場や公園等への複合的な活用検討が望まれます。



水辺のある緑道のイメージ

- ・ 土地区画整理事業地区内は、緑豊かなまちづくりを目指すものとします。
- ・ 近隣公園は、樹木などの緑が豊富な公園として整備することが望まれます。